

## 経済要録

### 国 内

◆59年度金融機関の店舗、機械化行政に関する通達について

大蔵省は、5月11日、59年度の店舗、機械化行政に関し概要以下の通達を発出した。

**59年度店舗、機械化通達の概要**  
(設置枠数はいずれも1行(庫)あたり)

店舗通達

		内 容		
(1) 代理店規制の弾力化		代理店に認められる業務……預金、定期積金、消費者金融、内国外替		
イ、法人代理店の創設		従来個人にしか委託されていなかった代理店を法人にも認める。 (法人の条件) ① 金融機関の全額出資法人(資本金5百万円以下、従業員数は4人以内)。 ② 代理店業務を専業とすること。 ③ 代理店業務を的確かつ効率的に遂行できる人材を擁した法人であること。		
ロ、設置枠の拡大		年度間設置枠	従来→59年度	
		周囲500m以内に金融機関のない場所	3	5
		周囲1km以内に金融機関のない場所	2	3
		計	5	8
(2) 店舗外CD、ATM規制の弾力化				
イ、設置枠の拡大		年度間設置枠	従 来 → 59年度	
		8か店	15か店	
		(うち企業内CD)	(同5か店)	
		3か店		
ロ、NCS		NCS営業区域※の年度間設置枠は従来		
		3か店。		

※ 首都圏…東京23都区内、横浜市および都心から30km以内で、都銀が5行以上進出している都市  
中京圏…名古屋市  
近畿圏…大阪市、神戸市、京都市および大阪府、神戸市以東大阪府間で、都銀が3行以上進出している都市

ハ、内示制の廢止  
これまで大蔵省に1年度分をまとめて申請、大蔵省もまとめて認可を内示していたが、今後は設置案件が出てきた度に随時申請を受付け、認可。

機械化通達

		内 容
(1) 企業所有CDのオンライン化		企業所有のCD機を金融機関とオンライン接続し、従業員が企業内CDを利用して、当該金融機関にある自己口座から資金を引出す資金移動取引(企業と従業員の口座が同一行(庫)内にある場合に限定)。 本年度の設置枠は3事業所。
(2) バンクPOS		小売店等販売者の所有するカード専用オンライン端末機を利用して、販売者が購買者の口座から売上代金を引落し、自己口座へ振替を行う資金移動取引(同一店舗内の口座間に限定)。 本年度の設置枠は3販売店(○○スーパー×××店)*。 * 同一店内のPOS端末の設置台数には制限なし。
(3) ペイ・ペイ・ポンサービス		顧客のプッシュボタンを利用した、同一行(庫)内、同一名義口座間の資金移動取引。 設置数に制限なし。

◆財形年金預金金利の引下げ

日本銀行政策委員会は、5月15日、臨時金利調整審議会の議を経て、金融機関の預貯金等の金利最高限度のうち勤労者財産形成年金に係る2年定期預貯金の金利を6月4日以降0.25%引下げ、6.25%とすることを決定した。

### 勤労者財産形成年金金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
2年定期預貯金金利	6.25	6.50

#### ◆一般会計による外債発行法の成立について

5月18日、一般会計による外債(いわゆるナカソネ・ボンド)の発行根拠法となる「外貨公債の発行に関する法律」の一部改正案が成立した。今回の法改正の内容は、外債発行の際、手続的な面等で内国債とは異なる扱いが必要となる下記の3点につき、同法の規定を一般会計の外債にも適用できるようにしたもの。

- ①政府は、外債を失った者に対し交付するために必要があるときは、外債を発行できる扱いとする(減紛失の際の再交付)。
- ②外債の利子等については非課税扱いとする(源泉徴収も非適用)。ただし、居住者、内国法人等保有分を除く。
- ③外債発行に際し、起債地の法令や慣習によることが必要な場合には「国債に関する法律」の規定にかかわらず、大蔵省令の定めるところによる扱いとする。

#### ◆「『日米円・ドル委員会』作業部会報告書」および「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」について

大蔵省は、5月30日、「『日米円・ドル委員会』作業部会報告書」および「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」を発表した。その要旨ないし構成は次のとおり。

##### 「日米円・ドル委員会」作業部会報告書(要旨)

#### 第1章 序論

- (1) 昨年11月の日米蔵相共同新聞発表により、「日米円・ドル委」(及びその作業部会)設置。  
目的は、
  - ① 合意措置のフォロー・アップと追加措置の検討・実施。
  - ② 円・ドル・レートの現状、決定要因の分析。
- (2) 作業部会は、大場財務官とスプリンケル財務次官の共同議長の下、本年2月から5月までの間に6回の会合開催。

#### 第2章 日米蔵相共同新聞発表(昨年11月)のフォロー・アップ

- (1) 日本側

- ① 先物為替取引における実需原則(第5章参照)

- ② 指定会社制度(第5章参照)

- ③ 外貨公債

発行の途を拓くための法案成立、施行。

- ④ 円建銀行引受手形(B A)市場(第5章参照)

- ⑤ 国内CDの最小発行単位(第5章参照)

- ⑥ 国内CDの発行枠(第5章参照)

- ⑦ 居住者ユーロ円債発行についてのガイドライン(第5章参照)

- ⑧ 非居住者が取得する居住者ユーロ円債に係る利子所得に対する源泉徴収税(第5章参照)

#### (2) 米側

- ① ユニタリー課税方式問題(第4章参照)

- ② 日本の政府保証外債の米国市場における発行開銀債成功裡に発行。今後も財務省は歓迎。

- ③ 米国財政赤字の削減

財政赤字削減法案成立の見込み大。長期的措置も検討中。

- ④ IMF第8次増資(第4章参照)

- ⑤ IDA第7次増資(第4章参照)

#### 第3章 円・ドル・レート

- (1) 大蔵省は、ドル高の主因は米国の高金利にあり、その高金利は米国財政赤字と関係ありと主張。

- (2) 財務省は、レートと金利差の関係及び財政赤字と金利の関係に否定的。

- (3) 作業部会は、世界経済効率化と大国としての責任遂行を主眼とした円の国際化、金融・資本市場自由化のための措置が、ひいては円を強くしようとの期待を表明。

#### 第4章 日本側関心事項

##### A. ユニタリー課税方式問題

- (1) 財務省は、「水際に」限定するとの米国政府部内の作業部会の勧告に関する合意を説明。

- (2) 大蔵省は、なお、いくつかの疑問点は未回答であり、米側が引き続き本問題の解決に努めるよう要請。

##### B. 米国における日本の金融機関の活動

州際業務規制等、邦銀が米国で活動する上の障害になっている点を指摘。

##### C. 国際金融機関への協力

###### (IMF)

IMF第8次増資、GAB拡大に向けた財務省の努力を評価。

###### (IDA)

(1) IDA第7次増資を実行することの重要性

について合意。

- (2) 財務省は、追加増資は不要との見解。大蔵省は、検討課題だが、いずれにしても、米国の参加なしには同意できないとの見解。

#### D. 直接投資と国家安全保障上の配慮

財務省は、透明性を高めるべく、米国の基準見直し作業を早急に完了すべきであるとの見解。

#### E. 米国通貨当局による日本国債保有

- (1) 大蔵省は、円の価値の強化及び円の国際化のため、米通貨当局による日本の国債直接購入を提案。
- (2) 財務省は、その趣旨には理解を示しつつも、通貨当局にはその目的での購入権限がなく、検討できないと説明。

### 第5章 米側関心事項

#### A. 金融・資本市場の自由化

##### 序論

日本の金融・資本市場の自由化は着実に進展。今後とも自主的、積極的、漸進的に推進。

#### 金利

1. 非居住者が取得する日本国内の預金・証券の利息所得に係る源泉徴収税
  - (1) 財務省は、撤廃を考慮することを希望。
  - (2) 大蔵省は、税体系の基本原則を害するので、できないと回答。

#### 2. 定期預金金利の上限の撤廃

大口預金金利の自由化から進めるという手順の下に、以下の実現に努める。

- (1) 明年4月までにCD発行単位引下げ(3億円→1億円)。
- (2) CD発行枠を一層拡大。
- (3) 明年4月までに市場金利連動の新型大口預金の取扱いを認める。
- (4) 2~3年内に大口預金金利規制の緩和及び撤廃。

#### 3. 政府短期債務の慣行の変更

- (1) 日本の政府短期証券の制度・慣行は、適当かつ効率的と言及。
- (2) 短期の国債市場は、検討課題。その際、財政・国庫制度と深い関係を持つ点に留意しつつ、作業部会での議論とともに、日本の財政制度、金融市場への影響等様々な観点から検討。

#### 4. 外銀による国債のディーリング業務

- (1) 数か月内に準備の整った有資格外銀から正式な認可申請を受理し、その後すみやかに業務開

始。

- (2) シ圃加入は判断要素だが、前提条件ではない。

#### 資金調達及び貸付

##### 1. 国内CD

- (1) すでに発行単位引下げ(5億円→3億円、本年1月1日)及び発行枠拡大(自己資本の75%→100%、本年4月1日)を実施。

- (2) 今後とも一層の発行単位引下げ、発行枠拡大のほか、明年4月までに発行期間の下限を短縮(3ヶ月→1ヶ月)するよう努める。

##### 2. 円建銀行引受手形(BA)市場の創設

金融制度調査会の報告を得るとともに、国際金融基本問題研究会の審議を参考にして、創設の方向で、年内に具体案につき結論。

##### 3. a. 円転規制

本年6月1日から、円転規制を撤廃。

##### b. 手形割引市場の直取引

直取引について制限はない。

##### 4. 日本から供与される円建対外貸付への邦銀及び外銀の参加に関する健全性の観点以外からの規制

- (1) 本年4月以降、邦銀及び外銀の円建対外貸付を自由化。
- (2) 事前協議不要。シンジケート・ローンの場合は、エイジェント行のみ届出提出。

#### その他

##### 1. 先物為替取引における実需原則

本年4月1日から、実需原則撤廃。

##### 2. 海外の金融機関における居住者の口座

- (1) 日本の金融機関の海外口座の開設可能。その他居住者については、ケース・バイ・ケースで認めるが投資目的は認めず。

- (2) 居住者は、本邦内の証券会社経由で外国証券取得可能。

#### B. 外国金融機関による日本の金融・資本市場への参入等

##### 序論

- (1) 日米双方とも内国民待遇確保。

- (2) 明確かつ直截なガイドライン、声明又は規制の解釈を、適当な場合には文書で準備。

##### 1. 外国証券会社による東証会員権の取得

大蔵大臣から東証に対し、内外の非会員証券会社が参加の機会を持ちうるような何らかの方途につき、制度改革も含め検討を要請。

##### 2. 外国企業による日本における投資資金の運営

- (1) 有資格の外銀に、信託参入を認める。
- (2) 参入形態、選別基準は本年末までに発表。
- (3) 明年中には、実現予想。

### 3. 透明性

- (1) 外国金融機関の日本における参入・活動に関する政策の透明性増大と申請処理の迅速化を確保。
- (2) 海外C D・C P販売ガイドライン、円転規制の撤廃、円建対外貸付自由化等は、これに大きく寄与。

## C. ユーロ円投資・銀行市場の発展

### 序 論

- (1) 円の国際化は自然の推移。障害の除去、環境の整備は必要。
- (2) 財務省は、円の国際化には、ユーロ円市場から着手すべしとの考え方。
- (3) 大蔵省は、余りに急速なユーロ円市場の創設は悪影響があるということのほか、円の国際化にユーロ円市場が主役を演ずべしとの定説はないとの考え方。
- (4) 以上の見解の相違を認識しつつ、ユーロ円市場の発展には双方とも関心を有す。
- (5) ユーロ円市場発展のための措置は講じていく。本年5月28日、ユーロ円市場の自由化について外為審に諮問。

### 1. ユーロ円債

#### (1) 非居住者発行

- ① 本年12月1日以降、外国民間企業等のユーロ円債発行を認める。
- ② 当面は、円建外債と同様の適債基準適用。明年4月1日以降基準緩和。将来、適債基準が両国の指導的格付機関の格付で置き換えられうれば、その採用に向けて検討。
- ③ 件数、金額の制限なし。円建外債の起債実績は不要。

#### (2) 居住者発行

- ① 本年4月1日以降、ガイドライン緩和。
- ② 件数、金額の制限なし。
- ③ 180日間の還流制限あり。

- (3) 上記の措置を超える措置については、外為審で審議。

### 2. 主幹事および共同主幹事

- (1) 本年12月1日から、ユーロ円債に係る主幹事業務を外国証券引受業者にも開放。共同主幹事の選定、引受団・販売団の構成、債券配分は自

由。

- (2) 外貨建債、円建外債については、制限はない旨確認。

### 3. 非居住者が取得する居住者ユーロ円債に係る利子所得に対する源泉徴収税

- (1) 日米両国の税制及び金融当局者間において、鋭意検討。
- (2) 本年末までに、両大臣に何らかの報告を行う見込み。何らかの勧告がなされ法手続が必要ならば、すみやかに所要の手続をとるべき努力。

### 4. ユーロ円C D

居住者には販売しないとの条件の下で、短期(6ヶ月以内)のユーロ円C Dの発行を本年末までに認める。

### 5. ユーロ円シンジケート・ローン

- (1) 昨年6月以降、1年以内の非居住者向けユーロ円貸付を自由化。
- (2) 本年6月1日以降、1年以内の居住者向けユーロ円貸付も自由化。
- (3) 上記の措置を超える措置については、外為審で審議。

### D. 直接投資

### 序 論

自由な直接投資を妨げる障害の除去が望ましい。

### 1. 指定会社制度

指定会社制度廃止のための法案成立、2~3ヶ月以内に施行。

### 2. 内国民待遇

既存及び新規の投資に関し、海外投資家への内国民待遇供与が望ましいことを確認。

## 第6章 結 論

作業部会は、日米両国の相互理解を深め、両国経済・金融上の結び付きを強化。両国共同の努力は、世界経済の一層の強化と開放に寄与。

### 金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望

#### 1. 金融の自由化及び円の国際化に対する基本的考え方

##### (1) 金融の自由化

- (1) 金融の自由化の進展の現状
- (2) 金融の自由化の意義
- (3) 金融の自由化への取り組み方

##### (2) 円の国際化

- (1) 円の国際化進展の現状

- (ア) 円の国際化の意義
- (イ) 円の国際化への取り組み方
- (ウ) 円の国際化と金融の自由化の相互関係

### (3) 展望の必要性

- (ア) 展望の意義
- (イ) 見直しの必要性

## 2. 金融の自由化の現状と展望

### (1) 現状

- (ア) 金利
  - (イ) 金融・資本市場
  - (ウ) 業務内容
  - (エ) 業際・制度問題
- (2) 今後の展望と対応
- (ア) 金利
  - (イ) 金融・資本市場
  - (ウ) 業務内容
  - (エ) 業際・制度問題
  - (オ) 店舗・営業日
  - (カ) 自由化への対応措置

## 3. 円の国際化の現状と展望

### (1) 現状

- (ア) 経常取引面
- (イ) 資本取引面
- (ウ) 公的準備面

### (2) 今後の展望と対応

- (ア) 経常取引面
- (イ) 資本取引面
- (ウ) 公的準備面

- (ア) 各面の相互関係
- (イ) 今後の進め方

## 4. 結語

◆金融機関に対する公共債ディーリング認可について  
大蔵省は、5月31日、都銀13行、長信銀3行、信託7行、地銀10行および農中の計34行庫に対し国債等公共債(既発債)の売買(いわゆるディーリング)業務を認可した(6月1日実施)。

◆信用金庫および在日外銀に対する国債窓販認可について

大蔵省は、5月31日、69信用金庫および在日外銀3行に対し国債等公共債の窓販業務を認可した(信用金庫は6月11日、在日外銀は6月1日より実施)。

◆事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、6年物事業債の発行条件を次のとおり改定し6月債から実施した(6月1日発表)。

### 事業債の発行条件の改定

(単位・年%)

期間	発行価格 (円)	表面利率 (%)		応募者利回り (%)	
		改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	6年	97.50 (△1.80)	7.0 (—)	7.0	7.606 (+0.440)

(注) カッコ内は改定幅。